包括的アジェンダと省庁間調整 -- 日米構造問題協議の分析(1)

鈴 木 一 敏

目次

- 1 はじめに
- 2 日米構造問題協議のアジェンダと両政府内での役割分担
- 3 日米構造問題協議の交渉過程(以上本号)
- 4 米国政府内での役割分担と要求内容の決定過程
- 5 日本政府内での役割分担と譲歩案の決定過程
- 6 結論――包括的アジェンダ、官僚機構、取扱レベル

1 はじめに

国際交渉で設定されたアジェンダ(議題)が、国内において複数の省庁・部局の管轄に跨る包括性を持つ場合がある。経済交渉の分野では、近年、こうした事例が増加してきた。たとえば、90年代以降爆発的に増加した自由貿易協定では、GATT24条により実質的に全ての関税を撤廃する必要があるため、様々な産業分野が一括して扱われている。また、通商摩擦の文脈では、係争品目と異なる産業分野に対する報復の脅しを用いるいわゆる「たすきがけ」的な交渉が1980年代を境に増加したし、WTOの紛争解決手続きにおける制裁対象は、元々の係争品目以外も含む形でかなり広く設定されるのが一般的となっている(1)。

このような交渉は、単一の産業分野のみが関わる個別分野交渉に比べて国内での利害対立が生まれやすい。FTA 交渉では、相手国の自由化の合意を取り付けるために自国の比較劣位産業の関税をも撤廃することが求められる。通商摩擦においては、制裁ないし報復の標的とされる産業と、政策変更を求

められる産業との間で直接的な利害対立が発生する。いずれの場合も、異なる産業分野における政策がリンクされることによって、国内集団間での利害対立が発生する。

さらに、このような異なる産業分野間の利害対立は、調整がより困難で、かつ、顕在化しやすい。なぜなら、政府組織の管轄範囲は産業分野に沿って設定され、異なる産業分野の間では監督省庁・部局が異なるのが普通だからである。たとえば、コメ農家と自動車産業の利害が対立した場合、利害関係者の意見調整の場となる業界団体も、監督する省庁も、そして各産業の利害を代弁する政治家も異なる。個別分野交渉では、国内の利害関係はしばしば個々の産業や企業の中で完結しており、それらの内部において利害の調整が行われがちであるのに対して、複数の産業分野・管轄に跨る利害の調整過程で生じる対立は、必然的に、集団間、省庁間、政治家間の政治的な対立として顕在化しやすくなるのである。

こうした利害調整の成否は、交渉の結果を規定するほどの重要性を持っている。交渉理論の研究は、複数の争点が別々に扱われるのか、リンクされて包括的に扱われるのかによって、可能な交渉結果の範囲が大きく変化すると指摘している(2)。リンケージの効果に関する実証的な研究は数少ないものの、こうした理論的な議論を裏付ける結果が出ている。たとえば、デイビスは、国際交渉のアジェンダによって農業分野とその他の分野が公式にリンクされることによって、参加各国内で農産品自由化を求める圧力が強まり、結果として農業分野の自由化が進みやすい傾向があることを、統計的手法を駆使して示すことに成功している(3)。

ただし、サンプル中の一部の「成功例」によって平均値が影響を受けることが実証されたことは、リンケージが様々な事例に対して一様に影響をもたらすことを意味しないことに特別の注意が必要である。なぜなら、複数の分野に跨る交渉では、国内利害対立が調整されるか否かが分水嶺となり、結果が二極化することが想定できるからである。では、包括的なアジェンダによ

る国内利害対立は、どのように生じ、そして、どのような条件下で、どのように調整されるのだろうか。

本稿は、交渉過程の詳細な資料が存在する分野横断的な交渉の一例として日米構造問題協議(以下、構造協議、SIIとも記述)をとりあげ、国内の省庁の管轄範囲を包括するような広範囲のアジェンダ設定が、政府内の利害対立とその調整に与える影響を実証的に分析する。SIIは日米両国の構造問題を取扱う双方向の対話とされていたがその主要な関心事は日本側の構造障壁であったため(4)、本稿では日本側措置6分野についての日米両国の政府内における取扱いを分析対象とした。

以下ではまず、SIIでどのような問題が取扱われ、どのような国内集団が関心を持ったのか、そして、それらの問題が政府内のどの省庁によって管轄・担当されたのかをまとめることで、SIIのアジェンダの包括性を示す。そして、SIIの全体の経緯を、関係者へのインタビューおよび日米両政府の情報公開等によって得られた新たな資料に基づいて時系列的にまとめる(5)。次に、米国側については交渉での要求内容、日本側については譲歩内容がどのような過程を経て決定されたのか、そしてそれが担当省庁の役割分担や省庁間調整のあり方とどのように関係していたのかを分析する。その結果、両国とも同様に、交渉期間の途中で決定の行われるレベルが官僚・省庁レベルから首脳レベルへと変化していること、そのレベルの変化にともなって、国内利害対立とその調整のあり方、そして、要求内容ないしは譲歩案の性質が変化したことが示される。

リンケージの既存研究で主に着目されてきた様々な要素(国際レベルでのリンケージの信憑性、国内集団の利害関心や力関係、制度的枠組)がほぼ一定であった SII において、分野間のリンケージを利用した国内利害調整の可否が政府内の取扱レベルによって規定されていたことから、この変数の重要性が明らかとなる。また、国内制度が相当に異なる日米両国においても、同様の現象(分野間対立と調整パターン)が観察された。こうした現象は、分

業・階層構造という官僚機構一般に共通する特徴と、近年増加してきた国際 レベルでの包括的なアジェンダという2つの要因から発生していることか ら、一定の一般性を持つものと考えられる。

2 日米構造問題協議のアジェンダと 両政府内での役割分担

SII のアジェンダは、様々な省庁、国内社会集団を巻き込むという意味で包括的であった。協議で取扱われた内容は時期により多少の変化がみられるが、日本側の構造問題に関しては、「貯蓄投資」「土地政策」「価格メカニズム」「流通」「排他的取引慣行」「系列関係」の6分野に分けられ、中間報告書、最終報告書という形で合意文書が作成された。以下では、これら6分野において、主にどのような問題が取扱われたのか、そしてどのような社会集団が影響を受け、日米両政府内のどの省庁がどの分野に関わったのかを整理することで、SII のアジェンダの包括性を示す。

2.1 貯蓄投資

この分野での米国側の基本的な目的は、日本の貯蓄・投資バランスの変更であった。政府部門に関しては、公共投資の中期計画を立てて社会インフラ整備を進めることや、その財源として(他分野の支出を減らすことではなく)建設国債や財政投融資を利用することが求められた。これは、公共投資を増やして内需を拡大するとともに政府部門の黒字を削減(赤字を拡大)させるためである(6)。また、国公有地を活用した具体的な再開発計画や、そのようなインフラ整備のための大深度地下の所有権制限に関する法改正も付随して議題となった。

この分野で最重要の争点となった公共投資計画に関して、日本国内の反応

は分かれていた。大蔵省は、インフレの抑制、財政均衡、そして財政政策の 柔軟性を維持する見地から、そして、そもそも SII ではマクロ政策を取扱わ ないという約束をしていたことから(7)、公共投資の増額や目標額の明示、赤 字国債の発行に強く反発した。一方、公共投資の拡大を歓迎する向きもあっ た。特に自民党内では、公共投資の増額に対して異論はほとんど無かった。 1980 年代前半から財政再建のためゼロ・シーリング、マイナス・シーリング が実施され、公共事業費が抑制されていた。このため、「建設族」議員や関 係省庁を中心に強い不満が累積しており、公共投資に関しての米国の要求は 歓迎されていた(8)。

民間の貯蓄率に関しては、消費を促進するために、消費者信用の規制緩和(リボルビング払いやカード、キャッシュディスペンサの営業時間延長など)が要求された。それまで信販系のクレジットカードのみに認められてきたリボルビング払いを、銀行系クレジットカードにも新たに許可するという要求について、銀行(系列のカード会社)は歓迎の意向を示したが、信販会社は逆に危機感を持っていた(9)。

この分野は、米国側は、CEA(Council of Economic Advisers:経済諮問委員会)と財務省が担当した。一方、日本側は大蔵省が主に担当したが、インフラ整備や社会保障制度関連の資金も問題とされたことから、建設省と厚生省、そして米国側に CEA が参加していたため、そのカウンターパートとなる経済企画庁も参加していた。

2. 2 土地政策

土地政策では、実勢価格とかけ離れた地価評価を適正化し、固定資産税の 増税と売却の際の減税を組み合わせることが求められた。その狙いは、土地 の所有に対する課税を強めることで、(たとえば都心のペンシルビルや低層 建造物のような)実際の土地の収益性と比べて非効率な利用方法での維持を

困難にし、さらに減税によって売却を促すことで、市場への土地の供給を増やすことであった。また、宅地の供給を増やすため、市街化区域内農地の宅地並み課税、市街化区域の線引き変更、そうした新たな土地を宅地化するための住宅インフラ整備、効率的な都市政策の実施のための権限の集中も求められた。さらに、建築規制を緩和し、借地借家法を改正して土地所有者に住宅やオフィスの建設の誘因を与えること、抵当証券市場の整備などを通じて資金調達を容易にすること、国公有地を再開発に活用してゆくことなどが要求された。

都市部に農地を持つ者は、土地保有税の強化や市街化区域内農地の宅地並み課税に強く反発していた。一方で、不動産業界は、これらの要求を歓迎しており、さらに、地方自治体による起債等についても支持していた⁽¹⁰⁾。低・未利用地の有効活用のための課税強化には、都市近郊に工場跡地など比較的大規模な土地を持つ大企業が反対していた。省庁では、農水省が農地関連の課税強化に、通産省が新たな土地保有税に慎重な姿勢を示していた。

これらの要求は、米国財務省と国務省が主に担当した。一方、日本側は、外務省が主に担当したが、土地収用、市街化区域内農地の問題、建築基準、税制、総合的な都市政策までが俎上にのぽったため、法務省、農林水産省、運輸省、建設省、自治省、経済企画庁、国土庁が参加することとなった。

2. 3 価格メカニズム

貯蓄・投資、土地と並んでマクロの問題とされたのが、価格メカニズムであった。この分野は、内外価格差が、為替レートの変化による輸入拡大を妨げる日本の構造問題の証左とされたことから生まれている。米国からの要求リストにおいては、内外価格差調査と対策、情報公開や規制緩和の要求に加えて、他の5分野における要求の一部が再度羅列されていた。これは、この分野が具体的な要求というより「他の問題を計る物差し」として特殊な位置

-6-

づけを与えられていたためである(III)。すなわち、他分野の構造的障壁が除去されれば価格メカニズムが適切に働き内外価格差が縮小するという前提から、価格調査によって日本の構造障壁の存在を示し、同時に SII の成果を確認するという位置づけであり、もともと要求としての意味合いが薄かった。さらに、SII の初期に行われた価格調査の結果、日本国内の輸入品の高価格の一因が「被害者」であるはずの外国企業の対日高価格戦略にあることが露見しかけたこともあり、価格メカニズム分野における米国の要求は沈静化し、ほとんど争点化しなかった。ただし、当時、内外価格差による物価高が問題と指摘されており、消費者の関心は高かった。このことは、価格メカニズムが、実態がほとんど無いのにもかかわらず1分野として取り上げられた理由でもある。米国側は、日本の消費者を味方に付けるために、SII を日本の国民に説明するのに役に立つと考えたのである(I2)。

米国側は商務省が主となり、国務省と CEA も参加した。一方、日本側は 通産省が担当したが、農林水産省、経済企画庁、公正取引委員会も参加して いた。

2.4 流通

流通分野で象徴的な存在となったのは、大店法(大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律)の改廃問題である。大店法については、88年夏以降、産業構造審議会流通部会や中小企業政策審議会流通小委員会が主体となって検討を始め、SIIの始まる直前89年6月にいわゆる『90年代流通ビジョン』(『90年代における流通の基本方向について』)が取りまとめられていた。日本側は、このビジョンにおいて、大店法の運用改善の姿勢を見せつつあった。しかしながら、その内容はあくまで運用改善にとどまり、大店法の枠組み自体は維持するものとなっていた(13)。これに対して、米国側の要求は、単なる運用改善でなく大店法自体の改廃であった。日本国内の中

小小売業界は、『90 年代流通ビジョン』の運用適正化にはやむなく同意していたが、「これ以上の譲歩は考えられない」として強く反対していた⁽¹⁴⁾。一方、スーパー業界は、特に大店法の影響を強く受けていた後発の中堅スーパーが大店法廃止を望んでいた。

流通分野では、この大店法の改廃に加えて、空港や港湾といった輸出入に関わるインフラの整備、通関時間を短縮するための設備・制度の整備が話し合われた。また、トラック運輸への参入規制、酒類販売免許の交付要件などの規制緩和が求められた。規制緩和に関しては、商品に付ける景品(たとえば菓子類のおまけなど)の額が規制されていることが、新規参入を目指す外国企業の販売戦略に対して(既存の日本企業に対してよりも)強く影響しているとして、景表法の改正も要求されている。同様に外国企業の参入を妨げるものとして、返品制やリベート、垂直的統合(寡占・独占的な流通)といった主に卸売業における慣行、公的基準や認証が日本企業との話し合いの中で策定されていることについても、対策を講じるよう求められている。米国の要求リストのなかで特に名指しされた業界は、自動車・電気機械・化粧品・医薬品・医療機器であった。

米国側は、国務省と商務省が担当した。日本側では通産省が主であったが、 運送業、通関、医薬品や郵便や通信といった問題も関連していたため、厚生 省、農林水産省、運輸省、郵政省、経済企画庁、公正取引委員会が参加した。

2.5 排他的取引慣行

米国では、日本国内でカルテルなどの反競争的な行動が広く存在していると考えられていた。米国側は、その原因が日本の独占禁止法の規定と運用の不十分さにあるとして、独占禁止法および公正取引委員会の強化を求めた(15)。 具体的には、公正取引委員会の人員・予算の増加、公取委の透明性確保、独占禁止法の罰則強化(課徴金の大幅引き上げ(16)、刑事罰の活用)、私人によ

-8-

る訴訟の挙証責任の簡素化⁽¹⁷⁾ などが求められた。これがこの分野で最も重要な問題となった。

もうひとつ大きな問題となったのは、特許審査である。米国側は、個々の 特許が認められる範囲が狭く、特許に対する異議申立制度があり、審査期間 が米国に比べて長いため、当初から十分な保護が得られないと主張し、特許 審査期間の短縮を要求した。

そのほかには、外弁法によって外国人弁護士の活動できる範囲等が制限されていたため、これを改正することなどが求められたが、日弁連が強く反対していた。また、行政のあり方が不透明なため、人脈などの非公式なチャンネルを持たない外国企業が日本政府に接触するのが困難であるとし、行政指導・審議会・ビジョン等の透明性の確保も要求されている。

日本の経済界は、特に独占禁止法の罰則強化や私訴の簡易化などに関して、 独禁法が既に十分効果的であるとして、強い反対の姿勢をとった。

一方、日本の公正取引委員会や経済企画庁は米国の要求に比較的同情的であった。米国側は、要求事項の立案に際して、日本の公正取引委員会や経済企画庁の報告等も参考にしていた(18)。また、USTRの次席代表であったウィリアムズによれば、日本側は交渉相手の省庁によって出席者を決める傾向があるため、CEAと司法省反トラスト局を米国の交渉団に加え、そのカウンターパートである日本の経企庁と公取委を交渉テーブルに着かせようとした(19)。

米国側は、USTRと司法省が担当した。一方、日本側は通産省と外務省が 主となり、農林水産省、建設省、経済企画庁、公正取引委員会が参加した。

2. 6 系列関係

この分野では、株式の相互持ち合いによって、外国企業による日本企業の 株式取得が困難であったこと、そして、そうした系列関係が、排他的取引慣 行でも指摘された調達慣行の背景にもあるものとの考えから様々な要求が行 273- 包括的アジェンダと省庁間調整—日米構造問題協議の分析 (1) (鈴木) われた。

具体的には、株式持ち合いによる系列の結びつきを弱めるために株式持ち合いを制限することが求められている。これは、独占禁止法や銀行法などを改正して、銀行による株式保有の制限を5%から2%に変更、もしくは米国と同様禁止すべし、総合商社による製造業者の株式保有も制限または禁止すべし、といったかなり踏み込んだ内容であった。

これに加えて、系列の結びつきを弱めて日本市場への投資を促進するという政策ステートメントを政府が行うことや、系列の実態を知るための財務情報開示および株式保有届出の5%ルールの設定が要求された。さらに、企業系列が排他的な調達慣行の温床になっているとの懸念から、企業の調達状況の調査や調達ガイドラインの透明性確保も同時に要求された。

外国からの投資に関しては、外為法による投資規制(30日前の届出義務)の撤廃に加えて、安全保障以外の理由による投資の審査や規制を撤廃することも求められている。また、企業買収に用いられる株式公開買い付け(Takeover Bid: TOB)制度について、買い付け期間の延長や10日間の事前届出制の撤廃などの改革も要求された。

それ以外にも、日本企業が株式の安定的な持ち合いを背景に短期的な収益でなく長期的な関係を重視するとされていたことや、ピケンズ氏による小糸製作所への役員派遣や帳簿閲覧要求が拒否されて問題化していたことなどから、帳簿閲覧権の拡大とその権利の保護、および少数株主の権利強化など、株主の権利の拡充も要求事項に含まれた。

経済界は、系列分野の多くの問題について反対を表明していた。経団連は、系列企業の調達慣行や株主保護の強化(帳簿閲覧権の拡大など)に特に強く反発し、株式持ち合いの規制に関しては SII で取り上げること自体に反対していた⁽²⁰⁾。

協議においては、米国側では主に財務省が担当した。一方、日本側は大蔵 省と通産省が主となり、経済企画庁と公正取引委員会が参加した。

2. 7 SII アジェンダの包括性と担当省庁

以上のように、SII のアジェンダは、様々な社会集団が関係し、多数の省庁の管轄に跨っていた。その中でも、日本側は大蔵省、通産省、外務省、米国側は財務省、通商代表部、国務省が共同議長となって協議を取り仕切った。この分野ごとの役割分担をまとめたのが表1である。SII は、日米自動車交渉等の個別分野交渉と異なり、多数の産業分野と所轄省庁を巻き込んだ交渉であった。後に述べるように、このアジェンダの包括性が、「ある分野での要求を優先すれば別の分野の優先順位が相対的に落ちる」「他の分野で譲歩すれば、自らの所轄分野への要求の矛先がそれる」といった形で、日米両政府の内部に利害対立を生じさせた。その結果、日米両国内の各省庁は自らの管轄分野での譲歩を拒否し、交渉は停滞することとなる。このステイルメイトがどのように生じ、そしてどのように解消されたのかを分析する前に、まずは次節にて、SII の過程を時系列的にまとめることによって、交渉の全体像を示しておく必要がある。

表1 日米構造問題協議における担当省庁

	日本側	米国側
貯蓄・投資パターン	大蔵 、厚生、建設、経企	CEA*、財務
土地利用	外務、法務、農水、運輸、 建設、自治、経企、国土	財務、国務
流通	通産、厚生、農水、運輸、 郵政、経企、公取	国務、商務
排他的取引慣行	通産 、厚生、農水、建設、 経企、公取	USTR、司法
系列	大蔵、通産、経企、公取	財務
価格メカニズム	通産、農水、経企、公取	商務、国務、CEA

^{*} CEA:Council of Economic Advisers (経済諮問委員会)

太字は主担当の省庁を示す。

3 日米構造問題協議の交渉過程

構造協議のアイデア自体は 1989 年 5 月 26 日のブッシュ大統領(George H. W. Bush)の記者会見で明らかにされていたが(21)、その開始は、公式には 7 月 14 日にアルシュ・サミット(フランス)の際に行われた日米首脳会談において、宇野宗佑総理大臣とブッシュ大統領によって宣言された(22)。しかし、宇野総理は、この協議にほとんど関わることができなかった。自身のスキャンダルに加え、消費税導入やリクルート事件、直前に行われた農産物の輸入自由化交渉などの影響で、7月 23 日に行われた衆院選で自民党が大敗したからである。これによって、6 月に就任したばかりだった宇野総理は辞任することとなり、8 月 11 日、海部俊樹が後任として首相に就任した。

海部首相は、就任からわずか3週間後に渡米し、第1回の公式協議が行われる直前の9月1日にブッシュ大統領と会談している。その席上、スーパー301条の2回目の優先交渉国指定がある翌年春までにSIIでの成果を要請したブッシュ大統領に対し、海部首相は「成果は保証できない」と返答したという(23)。海部首相は、「そんな簡単に結論を出せない」理由として、衆院選が近いうちに行われること、構造協議で指摘されている問題は業界が多く絡んでおり「票でも資金でも世話になってきた関係がいろいろある」こと、物価の引き下げなど消費者の立場に立っての説得は試みるが、いずれにしても時間が必要だということを説明した。そして、良好な日米関係のためには(日米安保反対を標榜する社会党でなく)自民党の政権が必要であり、そのためには問題となっている日米摩擦について米国からの支援が必要だと訴え、ブッシュ大統領から一定の理解を得た(24)。

こうしたなか、第1回の公式協議が9月4、5日に霞ヶ関で行われた。4日は主に日本側の6分野、5日には米国側の7分野について話し合いが行われた。日米双方は、この協議に先立って、8月末に暫定的なアジェンダ案を

交換して準備を行なっていた⁽²⁵⁾。ただし、各分野に具体的にどのような問題が含まれるかについては、協議開始時点ではまだ確定されていなかったし、双方がそれぞれの問題についてどのような認識を持っているのかについても不明確であった。そのため、アジェンダを明確化することが当面の目的となり、第1回協議は「予備的なもの」と位置づけられていた⁽²⁶⁾。

第1回公式協議は、事前に交換したアジェンダ案に沿って、一方が各分野の指摘内容について説明し、他方が質問または応答するという形で行われた²⁷⁾。中長期の公共投資増額、土地の供給促進と有効利用、政府規制や反競争的慣行の撤廃、系列内の取引や株式持ち合い、談合対策や特許審査の遅れなど、最終的に各分野で話し合われることとなる問題のほとんどが取り上げられた。ただし、この時点では、90年になって示される要求リストの内容と比べて、個々の問題に関してどのような対処を求めるのかという点で、具体性を欠いていた。また、日本企業の労働時間など、後に米国側の要求リストから外された問題も話し合われていた。

ここでの主な合意事項は、日米合同で内外価格差調査を実施することや、日本の輸入拡大と米国の輸出振興のための共同プロジェクトの検討をすることだけであった。市街化区域内農地の宅地並み課税に努力することや、大店法の運用緩和方針など、最終的に重要争点となる問題についても触れられてはいたものの⁽²⁸⁾、その内容は、米国側の質問に対して日本側が既定の対処方針を説明したに過ぎない。

それでも、日米ともに、この会合の目的であるアジェンダの明確化については、ある程度達せられたと考えていた。日本側は、「お互い一応相手側の問題意識を理解しあった」⁽²⁹⁾ とし、米国側も「良いスタートを切った」⁽³⁰⁾ という感触を持っていた。

第2回協議は、11月6、7日にワシントンD. C. の国務省で行われた。 ここでは、第1回協議の議論をふまえて、特に公共投資拡充、市街化区域内 農地の宅地並み課税、大店法、通関手続迅速化、系列、独禁法体制の強化な どについて、さらに詳細な話し合いが行われた⁽³¹⁾。また、価格メカニズム分野では、10月下旬に行われた日米共同価格調査の結果をふまえて議論が行われた⁽³²⁾。

議論に際して、日本側は、「政府の手の届く範囲」を合い言葉に、取り上げる問題を限定することを目指したが、米国側は、土地、排他的取引慣行などの分野で、それまでよりもさらに詳細な要求を出した⁽³³⁾。また、ロックフェラーセンターやコロンビアピクチャーズなどが日本企業によって買収された直後だったため、投資の不均衡問題についても関心が高かった。このため、対日投資の障害として株式の持ち合いや企業系列についても、独禁法の規定を強化して企業による株式保有を制限するなど、具体的な改善策が突きつけられた⁽³⁴⁾。

このように、米国側は構造改革の青写真として具体的な施策の交渉を目指したが、日本側は問題とされる状況の原因や現在の取り組みを説明して「理解を求める」姿勢に終始した。たとえば、公共投資の拡大問題では、日本の公共投資が国際的に見て(フローベースで)高い水準にあること、土地保有に対する増税と売却に対する減税は投機の抑制のためには不適当であること、大店法に関しては運用改善を(以前から)検討中であること、排他的取引慣行については日本市場は排他的でなくむしろ非常に競争的であること、株式持ち合いは自由な経済活動の結果であること、などを主張・説明した。

これに対して、米国側の代表は協議終了後に記者会見し、「期待をはるかに下回る進展しかなかった。日本側には柔軟性がない」と日本側の対応を批判した(35)。特に「日本政府が構造問題の存在を認めることに及び腰であったことに失望させられた」としている(36)。

この会合は、優先順位の設定と問題の切り捨てを狙った日本側にとっても満足できるものではなかった。「各指摘事項に関する個別の問題点の絞り込み及び優先度付けを行うまでには至らず……(中略)……第3回会合に向けての準備が今後ますます重要 | になった(37)。

このように政府間交渉が進む間にも、米国議会は圧力をかけ続けていた。 7月20日に行われた上院財政委員会貿易小委員会の公聴会では、構造協議の共同議長である USTR、財務省、国務省の次官級官僚が証人として呼ばれた。議員らは、来年春までに中間報告を出すように要求した。つまり、スーパー301条を背景に、交渉で結果を出すことを求めたのである(38)。この小委員会の議長であったボーカス議員(Max Baucus)は、8月30日にも、構造協議が失敗した場合にスーパー301条の対日適用を求める法案を提出する考えを示している(39)。

第2回協議で「失望」するような結果しか得られていなかった米政府の交渉担当者らは、背後から議会の圧力を受けて、対応を迫られた。そこで、協議の進展を図るため、要求内容を具体化して日本側に伝えることを決定し、詳細な要求リストを準備しはじめた。リストは、12月中旬を目処として担当省庁ごとに作成が開始され、それからすりあわせ作業を経て、1月4日に完成の期限が設定されていた(40)。結局、240以上もの細かな要求事項を分野ごとに羅列した長大なリスト(後の優先項目リストに対して米国政府内ではlong list と呼ばれていた)が作成された。

このリストは、当初、1月16、17日に予定されていた第3回協議前に日本側に伝達される予定であった。しかし、日本側が2月18日の総選挙を理由に第3回協議の延期を要請したため、第3回協議は総選挙後の2月22、23日まで延期されることとなった⁽⁴¹⁾。タイミングを失った米国側は、1月末にスイスのベルンで行われた非公式会合で、日本側にこのリストを伝達した。ただし、要求リストの内容が選挙前に漏れる危険があったことや、日本側が受け取りを拒んだこともあって、米国側は要求リストを読み上げ、会議は15時間にも及んだ⁽⁴²⁾。なお、このとき、3月20日に同様の非公式会合を行うこと、第3回以降の協議の前に双方のペーパーを交換することも決定されている。

これ以降、米国側は、事前に渡された日本のペーパー(譲歩案)と、それ

に対するコメントや変更要求などを見開きに配置したサイドバイサイド (side-by-side) と呼ばれる文書を準備して協議に臨むようになるなど、構造協議の具体的成果を目指した交渉という性格が強まった(43)。

2月18日、第39回の衆院選が行われ、自民党は275議席を獲得して単独 過半数を維持した。第3回協議はその4日後、2月22、23日に霞ヶ関で実 施された。中間報告が1ヶ月ほど先に迫っていたこと、詳細な要求リストを 提示したあと初めての公式協議であったこと、そして何より自民党が総選挙 で安定多数を確保したことから、「選挙前の譲歩は難しい」と焦らされ続け てきた米国側の、この協議に対する期待は高かった。

協議において、米国側は、ベルンで伝達した要求リストの具体的な要求を改めて突きつけた。その内容は、たとえば、今後3-5年間に公共投資の対GDP比を10%まで引き上げること、大店法を廃止すること、24時間以内の通関を可能にすること、独禁法を改正して課徴金を強化し刑事罰を活用すること、特許審査期間を短縮すること、企業の情報公開義務を強化すること、銀行法や独禁法によって定められる株式所有の制限を強めることなどで、法の改廃や数値目標も含むかなり踏み込んだ要求が多い(44)。米国側は、日本側がこれら事前に伝えられていた要求にある程度応えてくることを期待していたのである。

ところが、日本側の対応はその期待とはかけ離れたものだった。12月に土地基本法が成立していたため、その関連項目での返答が変化したこと、系列分野の TOB 制度の改正や独禁法の課徴金など一部の問題について検討を約束したことが日本側の主な譲歩であった。その他のほとんどの問題での日本側の態度は、1月の要求リスト伝達以降、実質的に変化しておらず、それまでの主張がほぼそのまま繰り返されている。

これに対し、協議のクロージングにおいて、米国側の代表は口々に不満を表明した。「我々は努力の兆候を見ることもできず、残念であり、今後に懸念を覚えざるをえません」、「我々は希望を持ってこの協議に臨んだのですが、

今では希望が少なくなってきました」、「今回の日本側の説明は現状を擁護し、 弁解する物ばかりで、欲求不満を覚えます [45]。

そこで日本時間の2月24日未明、ブッシュ大統領は海部総理に直接電話し、3月2日と3日にカリフォルニア州パームスプリングスで会談することを申し入れた。緊急に首脳レベルで意見調整する必要があるとの判断から、海部首相もこれに合意した(46)。会談では、貿易摩擦が中心的な話題となった。東欧に対する支援など様々な問題も話し合われたが、少なくとも半分以上の時間が貿易摩擦問題に割かれたとの証言もある(47)。ブッシュ大統領から強いリーダーシップの発揮を求められた海部首相は、「新内閣の最重要課題の一つとして力強く取り組む」として政治決断を約束した(48)。「成果は保証できない」とした前回9月の首脳会談とは対照的であった。また、海部政権の後ろ盾となっていた竹下登元総理も、直後の3月11-13日に訪米し、ベーカー国務長官(James A. Baker III)、ブッシュ大統領と相次いで会談した。竹下氏も海部首相と同様、中間報告の取りまとめに積極的な姿勢を示した。

こうした首脳レベルのやりとりにおいて、18項目の優先リスト(short list)が日本側に伝達された。これは、要求を明確化しただけでは交渉が進展しなかったことから、米国側が各分野で優先すべき項目について絞り込みを行い、簡潔なリスト形式にまとめたものである。以前の長大な要求リスト(long list)に比べて、首脳レベルでも取扱い易い長さになっている。

この要求に対し、日本側では、海部首相や竹下氏の指示で、内閣官房副長官の石原信雄氏を中心として、官邸主導で中間報告の取りまとめを行うこととなった。その原案の政府内部での取りまとめ期限は、3月15日に設定された。これは、第4回協議に先立って、米国側の代表と一旦原案を交換して、中間報告に向けての調整を行うためであった。

この原案では、それまで言及されなかった問題について検討を約束するなど、新たに決定された譲歩が多い。その主な内容は、国公用地を利用した建築プロジェクトや、市街化区域の線引き、建築規制、空港・港湾整備、景品

規制の見直し、独禁法の課徴金引き上げの法改正、外為法の投資規制見直し、 系列企業の財務情報公開の検討や株式大量保有の届け出基準厳格化などであ る。

日本政府は、この原案をもって、3月20日からワシントン郊外のエアリーハウスで非公式協議に臨んだ。この非公式会合では参加者が限られており、主に日米の共同議長による話し合いが行われた。日本側は原案を「最大限の努力を払った結果まとめられたもの」とした(49)。しかし、米国側は、公共投資計画の目標を明示することや、大店法の廃止、独禁法の課徴金引き上げ幅明示、土地問題での対処期限の明確化、株式持ち合いに対しての対処法など、具体的な目標や期限の設定を含めて、さらなる努力を求めた。これに対して日本側は、「大変な努力をしたペーパーであるにもかかわらず、それをたいした評価もせずに不十分と見なされても、今後如何に進めるか見当もつかない」と返答するなど、厳しいやりとりが行われた。

3月下旬には、こうした日米の官僚レベルのすりあわせと並行して、自民 党内でも議論が活発化している。自民党の経済調整特別調査会は、海部首相 の要請によって、特に独禁法、系列、公共投資、大店法について集中的に議 論し、党内意見の集約を図った。その後、3月下旬から4月2日にかけて、 海部首相と自民党の首脳部が中心となって、政府原案よりもさらに一歩踏み 込んだ譲歩案の最終的な取りまとめが行われた。

第4回協議は、ワシントン D.C.の国務省で、米国時間の4月2日から2日間の予定で始まった。それまでの会合で論点が絞り込まれてきており、また、譲歩案が直前に送られるなど、状況の変化が速かったため、会合への参加者を絞ることが決定された⁽⁵⁰⁾。具体的には、オープニング・ステートメントなどの全体会合の後に、共同議長とその補佐で話し合う形式となった。

日本側の譲歩案は、3月15日の原案の時点で既に法改正が含まれており、 第4回協議の結果を受けて閣議了解が必要と考えられていた。このため、ワ シントンで行われていた第4回協議の終了にあわせて閣議が予定されてい

-18 -

た。しかし、協議が2度にわたって延長されたため、閣議も2度延期されることとなった。3度目の閣議の予定が日本時間の6日午前8時に設定されており、この15分前にワシントンで中間報告の内容についての合意が成立した(51)。

その主な内容は以下の通りである。まず、貯蓄・投資分野では、10年間の公共投資計画を策定してその支出総額を最終報告で提示するとされた。大蔵省は数値による目標を明示することに直前まで強く反対してきており、この合意内容はかなり大きな変化と捉えられた。焦点となっていた大店法では、90年5月に出店調整処理期間を18ヶ月以内とする暫定措置を実施し、その後さらに短縮する法改正を行うこと、そしてその2年後に都市部での撤廃を含めて検討することなど、運用改善と将来の見直しを組み合わせることで合意した。土地分野では、市街化区域内農地の宅地並み課税の問題で、92年から相続税と固定資産税に着目して見直すとし、当初より表現が前進している。また、排他的取引慣行や系列といった分野でも、独禁法の課徴金引き上げの法改正や投資規制の緩和などが約束された。ただし、排他的取引慣行と系列分野の譲歩内容は、実質的には政府原案と同じ内容のままであった。

中間報告がまとまった4月6日夜、ブッシュ大統領は海部首相に電話で謝意を伝えた。12日には閣僚以下も含めた構造協議の交渉チームがホワイトハウスに集められ、中間報告をまとめあげた功績を大統領が直接称えると同時に、今後の対日通商政策における対応が話し合われた。その際には、少数派閥出身で党内基盤の弱い海部首相への支援の必要が念頭に置かれていた(52)。この会合に関する記者会見では「海部首相はじめ政府・党指導者がこれら通商経済交渉の成功を最優先課題としてくれなければ、このような前進は不可能だっただろう」と、改めて公の場で感謝の意が示された(53)。このように、ブッシュ大統領は、総選挙前の対日攻撃を控え、さらに中間報告と海部首相のイニシャティブを高く評価することで、海部政権を支援した。

中間報告を受けて米政府内では、商務省など一部を除いて、日本をスーパ

一301条の適用対象から除外する意見が大勢を占めていた⁽⁵⁴⁾。一方、米国の産業界、議会の一部は、90年も日本を優先交渉国として指定するよう求めていた。ベンツェン(Lloyd Bentsen)、バード(Robert C. Byrd)、ダンフォース(John C. Danforth)、ボーカスといった有力議員らは、大統領への書簡や公聴会などでの発言を通じて、日本を優先指定から外すことに強く反対する姿勢を相次いで示した⁽⁵⁵⁾。産業界では、全米製造業協会(National Association of Manufacturers)が、日本を再度優先交渉国に指定し構造協議は最低でももう1年続けるべきとした⁽⁵⁶⁾。個別の産業では、半導体⁽⁵⁷⁾、医療機器、音楽著作権⁽⁵⁸⁾、自動車部品⁽⁵⁹⁾に関して、スーパー301条の対日適用の要望が出されていた。また、アモルファス合金についても、スーパー301条の活用が求められていた。さらに、中間報告の時点で89年のスーパー301条の交渉が最終的な合意に達していなかった木材製品については、産業、議員ともに、日本を強く牽制していた⁽⁶⁰⁾

とはいえ、全体的にみると米国議会・マスコミの日本に対する雰囲気は一転していた。日本側は、「新聞では日本はフェアだという論調が増えており、議員の間でも反日的とされる人ですらトーンが穏やかになっている」と認識していた(61)。対日強硬派と言われていたダンフォース議員でさえ、「構造協議の中間報告は評価するが、それによってスーパー301条の優先交渉国から日本を外すことには反対である」とのコメントを発表しており、中間報告自体には一定の評価を与えざるを得なかった(62)。

スーパー301条の他の2ケースに比べて合意が遅れていた木材製品も25日に決着し、26日には閣僚級の経済政策評議会(EPC)において日本を指定しないとの意見がまとめられた。翌27日、ブッシュ大統領とヒルズ通商代表は、スーパー301条の3分野と構造協議などにおける進展を理由に、第2回のスーパー301条優先交渉国に日本を指定しないとの声明を出した(63)。対日強硬派の議員らは、決定の根拠である「対日交渉の成功」について懐疑的であり、今後の経過を厳しく観察してゆく旨を表明している(64)。

スーパー301条の適用が見送られてからおよそ1ヶ月後の5月23、24日には、ハワイで非公式協議が行われた。中間報告が短期間にまとめられた経緯から、そこで約束された公共投資の中期計画や大店法の運用改善の具体策、独禁法の運用ガイドラインの作成などの進捗状況が、この場で報告された。しかし、米国側の要求は終息した訳でなかった。ちょうどこの時期、経済改革の進んでいた東欧および統合が迫っていた西欧における投資需要の高まりに対して、世界的な貯蓄不足が不安視されており、IMFは日本の経常黒字を今後2、3年で解消することは好ましくないとの報告を出していた(65)。協議の場で、日本側がこの「黒字有用論」に言及したことから、日本の貯蓄と貿易黒字の削減を目指していた米国側は強く反発した。結局、この非公式協議でも、米国側は公共投資をGNP比で10%とすべきと主張し譲らなかったとされる。また、最終報告後も、構造協議のフォローアップとして毎年会合を開き、その状況をモニターすることが合意された。ただし、そこで新しい問題を取り上げることができるかどうかといったフォローアップの位置づけについて対立し、これらの問題は、第5回協議までもつれることとなった(66)。

米国の一部議員らは、スーパー301条の第2回優先交渉国の特定が終了したあと交渉が滞っているとして、議会が協議に注目するように求める声明を出したり、ヒルズ代表に対して構造協議が失敗した場合に新たな手段に訴えるとした警告の書簡を送るなどして、交渉の進展を促そうとした⁽⁶⁷⁾。

こうしたなか、政治レベルでの接触も継続された。中山太郎外相は6月15日にサンフランシスコでベーカー国務長官と会談した。7月にヒューストンでサミットが行われることが決まっていたため、構造協議を早期に決着すべきであることについて合意したが、ベーカー国務長官は同時に、最終報告をより踏み込んだ内容にすることが重要であると強調した(68)。政府・自民党は最終報告の骨子を取りまとめ、20日には日米双方の原案を交換し、第4回協議の際と同様、事前の調整に入った(69)。

第5回の公式協議は、6月25日から霞ヶ関で開かれた。米国側は、各分

野で中間報告の方針を具体化して記述することを求めた。公共投資の問題ではすでに金額を明示すること自体は決まっていたが、ここではその金額の決定に関して激しいやりとりが行われた。他の分野では、土地税制など日本政府が検討中の問題について検討結果を先取りして記述すること、空港整備について具体的な空港名を表記すること、91年までに景品規制を全廃すること、独禁法の課徴金の引き上げ幅を明示すること、特許審査期間を24ヶ月以内に短縮すること、対日投資規制についての法改正の方向性を明示すること、企業の情報開示についてさらに厳格化することなど、合意文書の文言を具体化することが要求され、調整が最後まで続けられた(***)。なかでも、中間報告で先送りされていた公共投資計画の総額と表示方法、特許審査などで対立が根深く、協議は2日間延長された。27日の深夜、焦点となっていた公共投資の総額の問題に関して、海部首相とブッシュ大統領、橋本龍太郎蔵相とブレイディ財務長官がそれぞれ電話会談を行なって日米間で合意に達し、28日の夜までに取りまとめ作業が終了した。日本政府は夜10時から臨時の閣議を開き、これを了承した。

同日、ブッシュ大統領と議会の対日強硬派はそれぞれ声明を出した。ブッシュ大統領は、「報告書を歓迎し支持する」としたうえで、海部首相の努力を称えた(TI)。一方、議会の対日強硬派であるゲッパート(Richard Gephardt)、ベンツェン議員らは、合意に一応の評価をしながらも、米国の輸出や貿易不均衡が改善を見なければ構造協議が成功したとは言えないとして、以後の経過を重視する姿勢を示した(T2)。このため、7月9日からヒューストンで行われるサミットの前に、ブッシュ大統領は海部首相と、モスバッカー商務長官は中山外相とそれぞれ会談し、構造協議の最終報告を改めて評価するとともに、フォローアップの重要性を伝えたのだった(T3)。このようにして、1年にわたる交渉は、一応の幕引きとなった。

次節以降、この全体の流れを踏まえて、両国政府内においてどのような対 立が生じ、その対立がどのように調整され、その結果、交渉における方針が

どのように変化したのかを詳細に分析する。

- (1) 鈴木一敏、「たすきがけ報復の増加とその選択的利用―米国通商政策の分析―」『国際政治』160号、1-16頁、2010年。
- (2) Sebenius, James K. 1983, "Negotiation Arithmetic: Adding and Subtracting Issues and Parties", *International Organization* 37, pp.281-316; Morgan, Clifton 1990, "Issue Linkage in International Crisis Bargaining", *American Journal of Political Science* 34, No.2, pp.311-333.
- (3) Christina L. Davis, *Food Fight over Free Trade*, Princeton University Press, 2003.
- (4) 鈴木一敏、「日米間における国内制度国際問題化の過程」『広島法学』35巻1号、 216-196頁、2011年。
- (5) 以下、日米両政府の内部資料のうち、George Bush Presidential Library と記載のあるものは、テキサス州カレッジステーションのブッシュ大統領図書館が所蔵する資料のうち 1999-0581-F (SII) と 1999-0582-F (U.S.-Japan Trade) に由来するものである。一方、National Security Archive に由来するものには、NSA と記した。これらの記載のないものは、日米の情報公開法や関係者の協力によって直接入手した資料である。
- (6) こうした要求が行われるに至った理由については、鈴木、「日米間における…」を 参照。
- (7) 内海孚元財務官(当時)へのインタビュー、2000年11月1日。
- (8) 宮智宗七、「怪談 (?)『公共投資 10 カ年計画』」『経済セミナー』 1990 年 8 月号、 46 - 49 ページ。
- (9) 『日経産業新聞』1990年6月28日。
- (10) 『日経産業新聞』1989年11月09日。
- (11) シドニー リン ウィリアムズ (阿川尚之訳)、「鏡の中の日米構造協議」『週刊ダイヤモンド』、1992 年 4 月 11 日、93 頁。
- (12) ウィリアムズ前掲書、93頁。
- (13) 通商産業省商政課編、『90年代の流通ビジョン』1989年6月。
- (14) 草野厚、『大店法-経済規制の構造』日本経済新聞社、1992年、9頁。
- (15) ちなみに、USTR のヒルズ代表は、日本の独禁法にあたる反トラスト法を専門とする弁護士の出身であった。
- (16) 要求リストの中では、具体的な引き上げ幅については明示されていないものの、協議の中では、売上高の 0.5-2%であった課徴金を 10%まで引き上げることが求められている。
- (17) 折しも89年12月に行われた鶴岡灯油訴訟の最高裁判決では、消費者であった原告が価格カルテルによる損害の発生や因果関係の立証を求められ、これが不十分として

- 259- 包括的アジェンダと省庁間調整—日米構造問題協議の分析 (1) (鈴木) 敗訴している。
- (18) グレン S. フクシマ (渡辺敏訳)、『日米経済摩擦の政治学』朝日新聞社、1992年、 207 - 208頁。
- (19) ウィリアムズ前掲書、91頁。
- (20) 『経済団体連合会 50 年史』、『経団連月報』 89 年 6 月号から 90 年 7 月号まで、『朝日新聞』 89 年 7 月から 90 年 6 月まで、および、経団連が 89 年 7 月から 90 年 6 月までに発表した報告書、見解書、調査報告等。
- (21) George Bush, "Statement by President Bush on United States Action Against Foreign Trade Barriers," May 26, 1989.
- (22) "Joint Statement by President Bush and Prime Minister Uno on Economic Issues", July 14, 1989. (「経済問題に関する宇野総理とブッシュ大統領の共同発表」、1989年7月14日)。
- (23) 『朝日新聞』1989年9月2日夕刊。
- (24) 政策研究大学院大学 C. O. E. オーラル・政策研究プロジェクト、『海部俊樹オーラル・ヒストリー』 2005 年、下巻、185 187 頁。参院選で社会党が躍進するなか、アマコスト駐日大使が土井党首と面会していたことから、海部首相は米国側が自民党と社会党を両天秤にかけることに神経を尖らせていた。同書、下巻 186 頁、201 頁。
- (25) Letter, from Charles H. Dallara to Minister Yoshiaki Kaneko (金子義昭駐米国公使), August 30 1989. Department of the Treasury.
- (26) 協議終了後のウィリアムズ次官補の発言。『日本経済新聞』89年9月6日朝刊。
- (27) 日米構造問題協議第一回会合 (9月4日・5日)、外務省。なお、日本政府内での 準備文書等では、「協議」と「会合」はほぼ同意語として用いられているため、本稿 もこれに倣っている。
- (28) 『日本経済新聞』89年9月6日朝刊。
- (29) 日米構造問題協議第一回会合(9月4日・5日)、外務省。
- (30) Cable, "Weekly Status Report: EAP/J: Sep. 8, 1989", from James A. Baker, III, September 9, 1989, Department of State, NSA, Japan and the U.S., 1977-1992.
- (31) 日米構造協議(第二回会合)(11月6、7日於ワシントン)、外務省北米第二課。
- (32) 詳しくは次節で説明するが、共同価格調査の結果が調査を要求した米国側でなく、 日本側の主張を大筋で裏付けるものだったことから、この後、米国側の価格メカニズム分野での要求は形骸化して行く。
- (33) 『日本経済新聞』89年11月8日夕刊、89年11月9日朝刊。
- (34) 『日本経済新聞』89年11月8日朝刊。
- (35) 『日本経済新聞』89年11月8日夕刊。
- (36) Memorandum, "Your Appointment with His Excellency Ryohei Murata, the New Japanese

- Ambassador to the United States", from Michael Farren J. to Robert A. Mosbacher Jr., December 21, 1989, Department of Commerce, Under Secretary for International Trade, NSA, Japan and the U.S., 1977-1992.
- (37) 日米構造問題協議第2回会合、1980年11月15日、外務省。
- (38) United States-Japan Structural Impediments Initiative (SII), Hearing before the Subcommittee on International Trade of the Senate Committee on Finance, 101st Congress, 1st session, July 20, 1989, (Part 1 of 3). スーパー 301 条と SII との関係については、鈴木、「日米間における…」を参照のこと。
- (39) 『朝日新聞』1989年8月31日夕刊。
- (40) Memorandum, "Structural Impediments Initiative Meeting, Tuesday, November 21", Structural Impediments Initiative (SII) Meetings Volumes I & II [8 of 14], [OA/ID CF00506], George Bush Presidential Library.
- (41) Memorandum, "Any Enquiries Regarding Postponement of SII Meeting Scheduled for January 16-17", January 2, 1990, CEA Structural Impediments Initiative(SII) General 1989 5/90[OA/ID 04331](1/2), George Bush Presidential Library. 『日本経済新聞』1989 年 12 月 24 日朝刊。
- (42) Memorandum, "Update on Bern SII [Structural Impediments Initiative] Meeting", from Michael Farren J. to Robert A. Mosbacher Jr., February 1, 1990, Department of Commerce, Under Secretary for International Trade, NSA, Japan and the U.S., 1977-1992. 日米構造問題協議(ベルン非公式会合)、外務省、1990年2月。一方、ウィリアムズ前掲書(1992年5月30日、829頁)は、この会談に先立ってリストが非公式に渡されていたとする。
- (43) George Bush Presidential Library, 1999-0581-F(SII)の資料より。
- (44) 事務連絡、外務省北米第二課、1990年2月22日。
- (45) NHK 取材班、『日米の衝突』日本放送出版協会、1990年、303 304 頁。
- (46) 『朝日新聞』1990年2月25日朝刊。
- (47) United States-Japan Structural Impediments Initiative (SII), Hearings before the Subcommittee on International Trade of the Senate Committee on Finance, 101st Congress, 2d session, March 5, 1990, (Part 3 of 3).
- (48) George Bush, and Toshiki Kaifu, "Remarks Following Discussions With Prime Minister Toshiki Kaifu of Japan", Palm Springs, California, March 3, 1990.
- (49) 以下、日米構造問題協議(非公式会合)、1990年3月21日、外務省北米第二課、より。
- (50) Memorandum, "Participation at SII meetings April 2-3, 1990", March 30, 1990, Subject Files Structural Impediments Initiative (SII){8 of 14}[OA/ID CF0112], George Bush

Presidential Library.

- (51) 『外交フォーラム』 1990 年 5 月号、pp. 24 25。
- (52) Schedule Proposal, Bernet Scowcroft to Joseph W. Hagin II, Deputy Assistant to the President for Appointments and Scheduling, April 11, 1990, および、"Points to be made for meeting with SII team and trade negotiators", WHORM Subject Files General, TA[13901], George Bush Presidential Library.
- (53) George Bush, "Remarks and an Exchange with Reporters at a Meeting on the Japan-United States Structural Impediments Initiative Negotiations", April 12, 1990.
- (54) 『日本経済新聞』90年4月12日朝刊、90年4月20日夕刊。
- (55) ダンフォース議員 (Letter, John C. Danforth to George Bush, April 6, 1990, WHORM Subject File General, TA003[130793], George Bush Presidential Library)、バード議員(『日本経済新聞』90 年 4 月 13 日夕刊)、ボーカス議員(『日本経済新聞』90 年 4 月 18 日夕刊)、ベンツェン議員(『日本経済新聞』90 年 4 月 26 日朝刊、"Statement of Senator Lloyd Bentsen, Super 301 Designations", April 23, 1990, Bush Presidential Record, Office of Policy Development, Super 301, [OA/ID 07408][3 of 3])。

また、4月19日に行われた外交委員会の公聴会では、USTRのウィリアムズ次席代表に対して、スーパー301条の対日適用が強く求められた。United States-Japan Economic Relations: Structural Impediments Initiative, Hearings before the Subcommittees on Asian and Pacific Affairs and on International Economic Policy and Trade of the Committee on Foreign Affairs, House of Representatives, 101st Congress, 2d session, February 20 and April 19, 1990.

- (56) Letter, Jerry J. Jasinowski to George Bush, April 24, 1990, WHORM Subject File General, TA[136275], George Bush Presidential Library.
- (57) SIA(Semiconductor Industry Association)は、第2回指定を求めていた。Memorandum, Alan Wm. Wolff to Michael Boskin and John Taylor, March 26, 1990, SIA's Request for Super 301 Identification, TPRG: Super 301 Japan, [OA/ID CF00505], George Bush Presidential Library.また、2月28日と4月17日にもモスバッカー商務長官にスーパー301条の指定を要求している。Memorandum, from Michael Farren J. to Robert A. Mosbacher Jr., February 27, 1990, および April 16, 1990, Department of Commerce, Under Secretary for International Trade, NSA, Japan and the U.S., 1977-1992.
- (58) 『日本経済新聞』90年4月19日朝刊。
- (59) United States-Japan Structural Impediments Initiative (SII), Hearings before the Subcommittee on International Trade of the Senate Committee on Finance, 101st Congress, 2d session, March 5, 1990, (Part 3 of 3)、『日本経済新聞』90 年 4 月 13 日夕刊、『日経産業新聞』90 年 4 月 23 日。

- (60) United States-Japan Structural Impediments Initiative (SII), Hearings before the Subcommittee on International Trade of the Senate Committee on Finance, 101st Congress, 2d session, March 5, 1990, (Part 3 of 3)、および、Congressional Record? Senate, Friday, April 20, 1990; (Legislative day of Wednesday, April 18, 1990), 101st Congress 2d session, 136 Cong Rec S 4682、S 4717 等。
- (61) 『日本経済新聞』90年4月25日夕刊、90年5月13日朝刊、藪中三十二、『対米経済交渉』サイマル出版会、1991年、181-182頁。
- (62) Letter, John C. Danforth to George Bush, April 6, 1990, WHORM Subject File General, TA003[130793], George Bush Presidential Library.
- (63) Statement by Ambassador Carla A. Hills, The United States Trade Representative, Executive Office of the President, April 27, 1990.および、George Bush, Statement on International Trade, April 27, 1990. USTR による報告は、"Fact sheet: trade liberalization priorities", Office of the United States Trade Representative, April 27, 1990.
- (64) "Statement by Senator Lloyd Bentsen", April 27, 1990, "Statement by Senator John C. Danforth", April 27, 1990. Bush Presidential Record, Office of Legislative Affairs, Super 301–Decision, [OA/ID 03890], George Bush Presidential Library.
- (65) IMF, World economic outlook: a survey by the staff of the International Monetary Fund, 1990(1), Washington D.C.: International Monetary Fund. また、OECD の閣僚理事会においても、日本などの民間資金を吸収している米国への批判が集中した。『日本経済新聞』1990年6月1日朝刊。
- (66) ウィリアムズ前掲書、1992年6月27日、121頁。なお、最終的な合意内容は、毎年2回(1年目は3回)会合を開くこと、毎年春に両者からの進捗状況のリポートを出し共同で記者会見すること、フォローアップ自体を3年後にレビューすることである。
- (67) 『日本経済新聞』1990年6月13日夕刊、『朝日新聞』1990年6月15日夕刊。
- (68) 藪中前掲書、190頁。
- (69) 『日本経済新聞』1990年6月21日朝刊。
- (70) SII (議長会合) の模様、1990年6月25日、外務省北米第二課。
- (71) George Bush, "Statement on the Japan-United States Trade Negotiations" June 28, 1990.
- (72) 『日本経済新聞』1990年6月29日夕刊。
- (73) Cable, "Briefing Memo: Meeting with Japanese FM Nakayama, July 7, 1990", July 5, 1990, Lawrence S. Eagleburger, Department of State, NSA, Japan and the U.S., 1977-1992. Talking Points, "The President's July 8 Meeting with Prime Minister Kaifu", July 8, 1990, Department of State, NSA, Japan and the U.S., 1977-1992.